

奈良県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇八号
- 三 道路の区域

区 間	備 考
奈良市四条大路五丁目四三五番一先から 奈良市三条大路四丁目一〇〇番二七先まで	

四 供用開始年月日 平成二十一年十二月十五日